

令和6年第9回農業委員会総会議事録

令和6年9月19日（木）第9回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 14人

会長	18番	仲田清志	会長職務代理者		
			3番	小田正廣	4番 西村勉
	5番	奥津賢司	6番	平利一	7番 奥津忠和
	8番	倉脇敏弥	9番	井藤孝久	10番 宮本武博
	11番	藤川雅	12番	小川広文	13番 山田條一
	14番	森立夫	15番	安達利延	

推進委員 8人

			2番	兒玉公治	
	4番	溝尾美恵子	5番	三輪金樹	6番 妹尾良和
	7番	後藤保夫	8番	大原砂利	9番 逸見則夫
	10番	妹尾元弘			

欠席委員 6人

	1番	神山順一	2番	赤井勝利	16番 信谷昌吾
	17番	藤本彰	1番	谷岡貴寿	3番 泉登

議事 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第40号 現況証明にかかる現況認定について
報告事項 農地改良届について
法務局照会について
農地転用期間変更届について
完了届について
利用権設定中途解約合意書について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	滝口 良樹
	主査	福田 洋介
	主査	赤迫 隆
	主任	真治 将史

(開会時刻 午前9時30分)

福田主査	只今から、新見市農業委員会第9回総会を開催いたします。本日の出席は22名です。欠席は、1番神山委員、2番赤井委員、16番信谷委員、17番藤本委員、1番谷岡推進委員、3番泉推進委員です。それでは最初に仲田会長が、ご挨拶を申し上げます。
会 長	おはようございます。暑い日が続いておりますが、体調には留意されて活動していただきたいと思っております。それでは、本日もよろしく願いいたします。
福田主査	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、12番小川委員、13番山田委員をお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が9件ございました。現地確認を1番と5番は8月26日に、他7件は9月3日に行っております。それでは、1番でございます。場所は唐松、現況地目は田1筆、畑3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、本申請は、申請地近隣の家を譲受人が購入することに伴い、申請地を購入し耕作するという事で双方合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。

西村委員

4番西村です。現地確認を9月9日に、森委員、三輪推進委員と私の3名でしております。場所は、国道180号より県道長屋線を入ります。唐松方面に1キロ入ったところにT字路があります。それを右折し数メートル行ったところをまた右折し200m先に申請人の自宅があります。その周りに畑があります。そこから離れたところに田がありました。耕作されておりました。本人に話を伺いましたら、これから農業に対して色々勉強し頑張りたいと言っておりましたので問題ないと思いますのでよろしく願いいたします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第37号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、2番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、2番でございます。場所は哲西町八鳥、現況地目は畑3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請は、申請地近隣の家を譲受人が購入することに伴い、申請地を購入し耕作するという事で双方合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

	<p>m入り右折し40m先にありました。野菜を作っておられて問題ないと思います。確認日9月16日、赤井委員、泉推進委員と3名で行っております。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第37号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、4番について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、4番でございます。場所は上市、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、耕作面積を増やしたいと考えている譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番平委員。</p>
平委員	<p>6番平です。場所は、先程説明しました3番のところから30m西によったところです。野菜を作られており問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第37号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、5番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、5番でございます。場所は石蟹、現況地目は畑3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請は、申請地近隣の家を譲受人が購入することに伴い、申請地を購入し耕作するという事で双方合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。14番森委員。

森委員

14番森です。9月9日に、西村委員、三輪推進委員と私の3人で確認しました。場所は、国道180号線沿い旧●●●から左へ30mあがり右折し10m先の山沿いの家です。今すぐ農機具を買わずに畑作業をするそうです。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第37号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、6番から同一案件なので9番までについて、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、6番、7番、8番、9番でございます。場所は神郷下神代、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請は、各譲渡人の土地所有持分(18分の2)を、申請地を耕作している譲受人(現持分18分の8)に贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。

大原委員

推進委員8番大原です。本日、信谷委員が欠席なので代わりに説明します。6番、7番、8番、9番一括で親族の贈与です。9月9日、仲田会長、信谷委員、私の3名で確認しました。場所は、神郷支局から東城方面へ1キロ行った国道沿いです。問題ないと思います。よろしく願いいたします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第37号6番から9番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして議案第

	<p>38号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に第5条の申請につきまして、5件申請がございました。現地確認を5件とも8月26日に行っております。1番から5番とも同様の土地で、同様の申請となっておりますので、合わせて説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
全 員	<p>「よろしい。」</p>
真治主任	<p>それでは、1番、2番、3番、4番、5番でございます。場所は正田、現況地目は1番が田1筆で、2番が畑1筆、3番が田1筆、4番が畑1筆、5番が田1筆で、転用目的は太陽光発電設備です。転用理由ですが、日照条件等を満たす申請地に太陽光発電設備を設置するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和6年10月1日から令和7年2月28日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地（準工業地域）と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費・建設費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。</p>
西村委員	<p>4番西村です。現地確認日を9月9日、森委員、三輪推進委員、の3名で行いました。場所は、正田地区国道180号線より●●●橋を渡ります。市道を300m行ったところに●●●●●があります。その前から高梁川に向けて100m入ったところに申請地5筆がありました。全て、長らく耕作されて無いようでした。問題ないと思います。</p> <p>事務局地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので、議案第38号1番から5番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(挙手多数)
	賛成多数と認め、本案件は、許可妥当とします。なお、面積が30アール未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全 員	「よろしい。」
会 長	それでは、諮問不要とし、許可を決定とします。続きまして、議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。
滝口局長	今回、新規の貸付けが2件出ています。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番、哲多町荻尾、畑2筆10年賃貸借、2番哲多町荻尾、畑1筆5年使用貸借でございます。以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。関係地区委員の説明を求めます。推進9番、逸見委員。
逸見委員	推進9番逸見です。現地確認を9月7日、井藤委員、小川委員、安達委員と私で行いました。場所は、●●●●バス停を入り7キロ行くと公会堂があります。その公会堂の道を隔てて左側に1番申請の畑があります。2番は、その公会堂の右下200mおりた辺りの畑です。両方とも問題ないと思います。以上です。
会 長	新規について事務局地区委員の説明が終わりました。ご意見ご質問ございませんか。
	(意見、質問なし)
	それではないようですので議案第39号、新規の議案について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
	賛成多数と認め、新規は決定といたします。続きまして、再設定について、事務局の説明をお願いします。

滝口局長	再設定が2件出ています。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
地区委員	「ありません。」
会 長	再設定について、ご意見ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	それではないようですので、議案第39号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
	賛成多数と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第40号現況証明に係る現況認定について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	現況証明の申請につきまして、今回3件申請がございました。現地確認を3件とも9月3日に行っております。
	それでは1番でございます。場所は哲西町上神代、台帳地目は畑1筆で、現況地目は雑種地でございます。理由は、申請地は、昭和60年頃より耕作をしておらず、現在は地面も固くなっており、現況のとおりとなっている。というものでございます。
	次に2番でございます。場所は神郷釜村、台帳地目は畑1筆で、現況地目は雑種地でございます。理由は、申請地は、平成30年7月の豪雨災害により土砂が畑に入り、耕作ができない状態となり、現況のとおりとなっている。というものでございます。
	次に3番でございます。場所は神郷高瀬、台帳地目は畑1筆で、現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、長年耕作しておらず、現在の状態から自身での復興、耕作は困難であるため申請を行うもので、平成元年より現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。
会 長	この件について1番から順次、関係地区委員の説明を求めます。7番奥津委員。

奥津(忠)委員	<p>7番奥津です。現地確認は9月16日、奥津委員、妹尾進委員と私で行いました。場所は、矢神小学校から国道を東城方面に100m行ったところ左手に●●家があります。その家の裏にありました。理由のとおりでした。以上です。</p> <p>事務局地区委員の説明が終わりました。現況証明についてご意見ご質問ございませんか。</p>
	(意見、質問なし)
会 長	それでは、2番について関係地区委員の説明を求めます。。
大原委員	<p>推進8番大原です。2番、3番続けて説明させていただきます。2番ですが、●●●●駅から北へ100m行った山手です。仲田会長と信谷委員、私で現地確認しました。雑種地となっております。3番は、日南線を北上して多里線との分岐があります。そこから1キロ多里方面に向かった山手にありました。原野を確認しております。以上です。</p>
会 長	この件について、ご意見ご質問ございませんか。
	(意見、質問なし)
	<p>それでは、議案第40号についての認定に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(挙手多数)
	<p>賛成多数と認め、認定といたします。続きまして、報告事項に入ります。農地改良届について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>農地改良の届出が1件ございました。現地確認を8月26日に行っております。それでは1番でございます。場所は上熊谷、現況地目は畑1筆でございます。申請理由でございますが、嵩上げを行い、農地に入りやすくすることで、農作業の効率化を図るため。というもので、改良高、改良面積は記載のとおりです。期間は令和6年9月1日から令和6年11月30日までです。早期に工事を行いたいとのことで、工事着工前に現地確認を行っております。以上です。</p>
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。

	した。以上です。
会 長	続きまして、農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	農地転用期間変更届が2件出ています。1番、哲多町矢戸地内、農地法第4条農地改良嵩上げです。2番、法曾地内、農地法施行規則第29条農機具倉庫です。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。9番井藤委員。
井藤委員	9番井藤です。9月7日に小川委員、安達委員、逸見推進委員、私で確認しました。以前より継続されており問題ないと思います。
森委員	14番森です。確認日、9月9日、西村委員、三輪推進委員、私の3名でしました。記載されているように資材入荷が遅れていること、申請者はブドウ農家なので、10月末まで出荷が忙しいので完成が遅れています。後、下のコンクリートだけになっておりますので11月30日までは完了すると思います。
会 長	次に完了届について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	完了届が7件出ております。1番足見地内、農地法第5条、営農型太陽光発電設備の設置、2番上熊谷地内、農地法第5条、宅地、3番上熊谷地内、農地法第5条、貯木場、4番菅生地内、農地法第4条、墓地、5番西方地内、農地法第4条、共同住宅、6番哲多町矢戸地内、農地法第4条、農地改良嵩上げ、7番大佐田治部地内、農地法第5条、資材置場です。以上でございます。
会 長	この件について、関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。
藤川委員	神山委員が欠席なので藤川が説明します。9月10日に確認しております。完成しておりました。
平委員	6番平です。赤井委員の代わりに説明します。2番3番4番は、9月16日に確認しました。以上です。

倉脇委員	8番倉脇です。9月15日に確認しました。以上です。
井藤委員	9番井藤です。9月7日に確認しました。日当たりも良く出来ておりました。
山田委員	13番山田です。9月7日に確認しました。以上です。
会 長	続きまして、利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	利用権設定中途解約合意書が2件出ております。1番哲多町荻尾地内、借受人を変更するため、2番哲多町荻尾地内、これも借受人を変更するためです。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。
逸見委員	推進9番逸見です。先程、利用権設定新規で許可された場所です。上と下の方が、耕作される場所が違うことで中途解約となっております。以上です。
会 長	只今から、10分間休憩とします。
	～ 休憩 ～
会 長	再開します。続きまして、日程3、協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
事務局	「ありません。」
会 長	続きまして、その他ですが事務局からありますか。
小川委員	農政部会の報告をさせていただきます。視察研修について説明。
真治主任	視察研修先・内容説明。
会 長	その他、何かありますか。
福田主査	次回の総会ですが、10月17日木曜日午前9時30分から南庁舎1

<p>会 長</p>	<p>階会議室 1 C で開催します。</p> <p>他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。</p> <p>無いようなので私からですが、農業新聞に先月ごろ農業の安全について色々掲載されておりました。新見市の場合は、どの程度の事故が有るのか事務局に調べていただきました。2023年中ですが、7件ありコンバイン清掃中にカッターで負傷、コンバインの脱穀チェーンに持っていた鎌を巻き込まれその鎌で負傷、草刈り作業中に刈り羽がはねた針金で負傷、田んぼの中で作業中に転倒し腰に付けていた鎌で負傷、草刈り作業中に後ろ向きに転倒し地面に突き出ているパイプが足に突き刺さり負傷、草刈り作業中に側溝にはまり転倒し負傷等の案件があったようです。利用状況調査をする時など農機具の進入路、入り口の危険な箇所があるかと思しますので、もし有れば地主の方に注意をしてあげたらと思います。</p> <p>それでは、これで閉会といたします。</p> <p>本日は、お疲れ様でした。(閉会挨拶)</p>
	<p>(閉会時刻 午前 10 時 33 分)</p>

令和6年9月30日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____